

議 案 第 95 号

松戸市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市小金消防署の移転に伴い、条例中、同消防署の位置に関する規定を改
めるため。

松戸市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する
条例

松戸市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和38年松戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表松戸市小金消防署の項中「松戸市小金きよしヶ丘三丁目20番地の4」を「松戸市二ツ木17番地の10」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。